

確 認 書

⑥

以下の各項目を一読のうえ、□欄にチェックしてください。

1	申請の内容が事実と異なる場合は、支給認定や保育所の利用の 内定・決定を取り消す ことがあります。	□ わかりました
2	申請後、家庭状況(住所、連絡先、仕事、妊娠)、家族構成、保育状況等が変わった場合は、すぐにご連絡ください。連絡がないと利用調整上不利になったり、 支給認定や保育所の利用の内定・決定を取り消す ことがあります。	□ わかりました
3	入所判定会議後に、内定か否かについて電話連絡(4月一次入所は電話連絡ではなく通知発送)します。その後、内定施設での面接を経て決定になります。集団生活に支障があると判断された場合は、内定を保留、または取り消す場合があります。(保育施設利用のご案内①の4ページ参照。)	□ わかりました
4	出産の予定はありますか(出産予定日: 年 月 日/無) 以下の事が利用調整後に判明した場合は、 入所の内定取り消し、または退所となります。 ① 育児休業制度のない方が、出産後2か月以内に仕事に復帰・再開されない場合 ② 入所月中に育児休業を取得する場合	□ わかりました
5	申込み時の指数(就労日数や時間等)が入所後も継続するものとして利用調整します。入所後、 指数が下がった場合には退所となる ことがあります。	□ わかりました
6	申込み時の入所要件がなくなった場合には、退所となります。出産、介護、就学、災害、求職活動などによる入所期間終了後、異なる理由で引続き通所を希望する場合は、新たな申請申込みが必要です。	□ わかりました
7	申請児童の兄弟姉妹に保育料の滞納のある方は、必ず支払いを済ませてください。滞納があると、利用調整上不利になります。	□ わかりました
8	提出期限までに就労証明書等が揃わないと、認定・利用調整が受けられなくなります。	□ わかりました
9	入所の意思がなくなった場合は、必ず各月の締切日までに入所の取下書を提出してください。	□ わかりました
10	保育施設の整備・運営形態などは、保育施策の見直しなどに伴い、急に変更となることがあります。	□ わかりました
11	入所後しばらくは、慣らし保育(入所した保育所に慣れるための短時間保育)を行います。※慣らし保育期間は保育所によって異なります。	□ わかりました
12	入所後、市外へ転出した場合は、継続して通所できない場合があります。	□ わかりました
13	適正な保育を行うため、連携機関から資料を取得することがあります。また、連携機関からの求めに応じ、資料を提供することがあります。	□ わかりました
14	★育児休業中の方 ・入所後一定期間内に、休業前と同じ勤務条件で復職していないことが判明したときは、退所となります。就労証明書で確認します。 ・復職とは 育児休業を認めていた会社に戻る ことをいいます。(ただし、部署の変更・派遣先の変更はかまいません)	□ わかりました
15	★求職活動中で申込みの方 入所後は90日以内に就労し、就労証明書を提出してください。認定期間内に就労証明書の提出がない場合、引続き保育所を利用できなくなります。	□ わかりました
16	★公立私立保育所の保育料について 保育料は毎月26日(金融機関が休業日の場合、翌営業日)に口座振替をします。残高不足等により振替ができなかった場合は、子育て支援課、または藤代総合窓口課でお支払いいただきます。公立保育所については給食費も上記と同様です。 また、未納がある場合、児童手当法の規定に基づき、支払われる児童手当等を保育料・給食費に充当させていただく場合がございます。	□ わかりました

202009

「保育施設利用のご案内」と上記内容について了承し、同意します。

年 月 日

保護者氏名

保護者氏名